

2019年(平成31年)

4/1号

第1905号

発行日/毎月2回(1日、15日)



まちだ

市の宣言

- 男女平等参画都市宣言
- 非核平和都市宣言
- 青少年健全育成都市宣言
- 交通安全都市宣言



発行 ● 町田市 編集 ● 政策経営部広報課
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
市役所の代表電話 ● 042-722-3111
市役所の窓口受付時間 ● 午前8時30分～午後5時
ホームページ ● <http://www.city.machida.tokyo.jp/>

町田市
ホームページ
QRコード



今号の紙面から ● 3面 町田薬師池公園四季彩の杜のロゴマーク決定! ● 3面 町田市オリジナル婚姻届・出生届が新しくなりました

ごみの「収集・運搬」は、市の許可業者・委託業者でないとできません!

多量ごみの処分
でトラブルに
巻き込まれないために



市の許可のない回収業者による「収集・運搬」は違法です!

家庭から出るごみは、市町村の責任の下で適正に処理する必要があります。そのため、市町村の許可や委託を受けずに、回収業者が家庭系のごみを「収集・運搬」することは認められていません。

※「整理・分別」、再生利用を目的とする一般廃棄物(古紙、くず鉄、空きビン類、古布等)のみの「収集・運搬」は、市の許可を持たない業者も行えます。
問 環境政策課 ☎724・4379

こんなトラブルの相談が増えています

トラック型回収
(相談事例)
「トラックに積み放題」と書いてあったのに、実際は積める量に制限があった。

インターネット型回収
(相談事例)
インターネットで調べた業者に、見積もりより高い料金を請求された。

チラシ型回収
(相談事例)
「無料回収」と宣伝していたのに、回収料金を請求された。

トラブル等に関する相談は
町田市消費生活センター
消費生活相談へ
☎722・0001

トラブルに巻き込まれないために
まず市に連絡を

多量ごみの排出に関するお問い合わせは
3R推進課 ☎797・7111へ